

特定建築物環境衛生管理業務委託特記仕様書

1 適用

- (1) この仕様書は秋田県立岩城少年自然の家における特定建築物環境衛生管理業務委託（以下「業務」という。）について定める。
- (2) 本業務にあたっては、この仕様書に基づくほか、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（昭和45年法律第20号）などの関係法規を遵守し、秋田県立岩城少年自然の家の衛生的環境を常に最良の状態に保つことを旨とすること。また、本業務を実施するにあたっては、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）などの関係法令を遵守し、安全管理に万全を期して所定の業務を行うこと。
- (3) 本業務の履行にあたり、本特記仕様書に記載のない事項については、「建築保全業務共通仕様書令和5年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」（以下「共通仕様書」という。）を適用する。

2 業務履行場所

秋田県立岩城少年自然の家
秋田県由利本荘市岩城赤平字長ヶ沢260の8
(送水場)
秋田県由利本荘市岩城富田字金ヶ沢126

3 業務履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 特定建築物の概要（別紙）

5 委託業務の内容

(1) 建築物環境衛生管理技術者業務

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第7条第1項に規定する技術者免許状を保有するものを選任し、当該技術者により毎月1回所内を巡回点検するとともに、建物の維持管理全般が環境衛生上適正に行われるよう、次の業務を実施するものとする。

- ① 維持管理業務計画の立案
- ② 維持管理業務の指揮監督
- ③ 環境衛生上の維持管理に必要な各種調査の実施とその結果の評価
- ④ 環境衛生上の維持管理に必要な諸書類の作成及び関係図面、書類、図書等の保管
- ⑤ 監督機関への特定建築物管理報告書・各種届出書の作成及び提出
- ⑥ その他必要な業務

(2) 水質検査業務

- ① 6ヶ月以内16項目（建築物衛生法により6ヶ月以内毎に1回定期的実施）
※16項目検査結果が基準に適合し、次回の検査に限り16項目検査の省略が可能になった場合は、省略11項目検査で良いものとする。
- ② 12ヶ月以内12項目（消毒副生成物 6～9月に1回実施）
- ③ 簡易専用水道検査（書類検査 水道法34条2第2項による定期検査）

(3) 空気環境測定業務

年6回(5月、7月、9月、11月、1月、3月)に実施すること。

測定箇所 1階：ふくじゅそう 2階：事務室、食堂、やどかり
3階：大研修室 計5箇所

(4) 給水設備点検業務

【送水場】

- ① 巡回管理(送水ポンプ制御盤等 毎月定期的実施)
- ② ポンプ井内部清掃消毒(4トン 6月に実施)

【本館】

- ③ 受水槽内部清掃消毒(50トン 6月に実施)
- ④ 高架水槽内部清掃消毒(19.2トン 6月に実施)
- ⑤ 揚水ポンプ点検(4台 9・3月に実施)
- ⑥ 塩素注入ポンプ点検整備及びピッチ調整(毎月定期的実施)

(5) 害虫駆除業務

鼠等の害虫を防除するため、毒餌毒液の設置及び薬剤の散布(クマリン系、スミチオンピレストロイド系または同等品を適正濃度にて使用)を年2回(9・3月に実施)実施すること。

実施箇所 1階：機械室、各水回り
2階：厨房、食堂、事務室、所長室、当直室、水回り
3階：創作実習室、水回り 4階：高架水槽室

6 負担区分

業務に必要な水、燃料、電気は、発注者の負担とする。機械器具及び消耗雑材類は、受託者の負担とする。

7 提出書類

次の書類を提出するものとする。5の(4)及び(5)については、点検報告書のほか、作業時の写真も合わせて提出すること。

- (1) 業務計画書(年間計画)
- (2) 点検報告書

8 その他

この仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者の協議によって定めるものとする。